

大阪市の個人情報保護

（令和 2 年度運用状況報告書）

大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）

目 次

1	実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数	1
2	保有個人情報の開示等請求の状況	1
3	保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況	1
4	不服申立ての状況	2
5	審議会答申の状況	2
6	制度の概要	2

1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数〔表 1 参照〕

個人情報を取り扱う事務の届出（条例第 8 条）の令和 2 年度末の届出件数は 3,140 件となっており、令和 2 年度中に開始された事務 199 件の増及び廃止された事務 70 件の減により、前年度末（3,011 件）と比較して 129 件（4.3%）増加しています。

実施機関（担当所属）別の届出件数としては、区役所が 785 件（25%）と最も多く、次いで福祉局が 267 件（8.5%）、教育委員会が 208 件（6.6%）となっています。

2 保有個人情報の開示等請求の状況

(1) 開示請求

ア 開示請求件数（請求方法・請求者別）〔表 2 参照〕

開示請求件数は、請求者が実施機関に提出した開示請求書の数で、1 枚を 1 件として算出しています。

〔 ※ 1 件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うことがあるため、開示請求の件数と開示決定等の件数は、必ずしも一致しません。 〕

令和 2 年度の保有個人情報の開示請求件数は全体で 526 件となっており、前年度（639 件）と比較して 113 件（17.7%）減少しています。

請求方法別では、窓口での請求が 457 件（86.9%）、郵送が 67 件（12.7%）、電子申請が 2 件（0.4%）となっています。

請求者別では、本人による請求件数が 508 件（96.6%）と全体のほとんどを占めています。

また、開示請求件数 526 件のうち 244 件（46.5%）が、特定の請求者によるものです。

イ 分野別の開示請求状況〔表 3 及び表 4 参照〕

分野別の請求状況をみると、「戸籍・住民情報関係」の分野が 73 件（13.9%）と最も多く、次いで「生活保護関係」の分野が 48 件（9.1%）となっています。

(2) 訂正請求及び利用停止請求〔表 5 及び表 6 参照〕

それぞれの件数は、請求者が実施機関に提出した請求書の数で、1 枚を 1 件として算出しています。令和 2 年度の保有個人情報の訂正請求は 6 件、利用停止請求は 5 件となっています。

3 保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況

(1) 開示請求

ア 決定状況

(ア) 年度別の決定状況〔表 7 参照〕

決定件数は、上記 2 (1) アの開示請求から取下げ等があったものを除く開示請求に対して行った開示決定等の件数を算出しています。

〔 ※ 1 件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うことがあるため、開示請求の件数と開示決定等の件数は、必ずしも一致しません。 〕

令和 2 年度の決定件数は全体で 845 件となっており、前年度（1,010 件）と比較して 165 件（16.3%）減少しています。

(イ) 開示率〔表 7 参照〕

開示率は 97.6%となっており、前年度（98.5%）と比較して 0.9 ポイント下降

しています。

開示率については、年度により若干の数値の上下は見受けられるものの、直近5年間を通じての開示率は97.6%となっています。

※開示率の算出方法
開示率＝（開示＋部分開示）／（開示＋部分開示＋全部非開示）×100

(ウ) 実施機関（担当所属）別の決定状況【表8及び表9参照】

実施機関（担当所属）別の決定件数としては、総務局が181件（21.4%）と最も多く、次いで、北区役所が163件（19.3%）、福祉局が118件（14.0%）となっています。これら3つの合計は462件（54.7%）と全体の半数以上を占めています。

イ 非開示理由別の内訳【表10参照】

非開示理由としては、「第19条第2号 個人に関する情報」が101件（41.2%）と最も多く、次いで「第19条第3号 法人等情報」が51件（20.8%）となっています。

これらの合計は152件（62.0%）であり、第19条第2号及び第3号が非開示理由の約6割を占めています。

(2) 訂正請求【表11～13参照】

令和2年度の訂正請求の決定件数は、6件です。

(3) 利用停止請求【表14～16参照】

令和2年度の利用停止請求の決定件数は、56件です。

4 不服申立ての状況【表17参照】

令和2年度において、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に新たに諮問があった件数は246件であり、過年度から繰越された諮問157件との合計は403件です。

このうち、令和2年度に処理されたものが19件、取り下げられたものが8件あり、令和2年度末の残諮問件数（令和3年度に繰越される件数）は376件となっています。その内訳は、平成28年度に諮問されたものが3件、平成29年度が0件、平成30年度が3件、令和元年度が125件、令和2年度が245件です。

5 審議会答申の状況【「令和2年度答申一覧」参照】

令和2年度は、審議会から不服申立てに対する答申が10件（答申第131号から第140号。）出されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは7件、原決定取消しと判断されたものは1件、原決定一部取消し及び原決定妥当と判断されたものは1件、原決定一部取消し及び開示請求の対象外とした部分についての異議申立ては却下すべきと判断されたものは1件でした。

令和2年度の答申の状況は、24～25ページ「令和2年度答申一覧」のとおりです。各答申の内容については、下記URLをご参照ください。

【大阪市個人情報保護審議会答申の概要】

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000006350.html>

6 制度の概要

(1) 個人情報保護制度の意義と目的

情報処理技術及び電気通信技術の発達と経済のサービス化・ソフト化に伴い、情報の有する価値が飛躍的に高まっており、公的部門・民間部門を問わず、大量の個人情報が収集され、利用されるようになっていきます。

このような情報化の進展は、市民に各種サービスの向上など多くの利便をもたらす一方で、本人が予期し得ない中で自己情報が収集され、流通し、あるいは不正確で不完全な情報が蓄積され、流通していることに対して市民の不安感が高まっており、また、個人の権利利益に重大な侵害を引き起こす可能性が大きくなっています。

そこで、これらの状況に適切に対処し得る個人情報の保護施策として、個人情報の適切な取扱いなど個人情報の保護に関し必要な措置や事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正等を請求する権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として大阪市の個人情報保護制度が確立されました。

(2) 個人情報保護制度の成立

本市においては、情報化社会の進展によるプライバシー侵害の危険性の増大や市民のプライバシー意識の高まりなどに対応して昭和 62 年 7 月に「大阪市情報公開懇談会」にプライバシー保護に関する事項を調査審議する専門部会を設置し、その審議結果が同年 11 月に「個人情報の保護についての提言」として取りまとめられ、市長に提出されました。提言では、処理形態、対象部門など個人情報保護の基本的な考え方のほか、本市がコンピュータ処理している情報についての記録、利用、提供のあり方、本人の権利など個人情報保護の具体的方策が示されました。

この提言の趣旨を踏まえ、昭和 63 年に「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を制定・施行し、電子計算機によって処理する個人情報の保護を図ってきました。

しかし、大阪市が保有する個人情報には、電子計算機処理以外にマニュアル処理（手作業処理）に係る個人情報も大量に存在していること、また、民間事業者においても多くの個人情報を保有しており、適切な保護対策が求められていることから、総合的な個人情報保護制度を確立するため、平成 6 年 3 月には、市長が大阪市個人情報保護審議会に対し諮問し、同年 12 月に同審議会から市長に「総合的な個人情報保護制度のあり方について（答申）」が出されました。答申では、総合的な個人情報保護制度の基本的な考え方をはじめ、本市が保有する個人情報の収集、利用、管理に関する保護措置、自己情報の開示、訂正、削除などの請求のほか、民間事業者が保有する個人情報の保護制度などについて、具体的な内容が示されました。

この答申の趣旨を踏まえて、本市では平成 7 年 3 月に「大阪市個人情報保護条例」を制定し、同年 10 月より施行しました。

昭和 62 年 11 月	大阪市情報公開懇談会から「個人情報の保護についての提言」が市長に対して提出される。（マニュアル処理情報については、引き続き検討が必要とされる。）
昭和 63 年 4 月	「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を施行
平成 4 年 12 月 ～ 5 年 5 月	本市における「個人情報保有状況調査（マニュアル処理）」を実施

平成 6 年 3 月	市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（本市が保有する個人情報及び民間事業者が保有する個人情報の保護措置を含む総合的な個人情報保護制度のあり方について）
平成 6 年 12 月	同審議会から「総合的な個人情報保護制度のあり方について（答申）」が提出される。
平成 7 年 3 月	「大阪市個人情報保護条例」を公布
平成 7 年 10 月	同条例を施行（施行と同時に「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」は廃止）
平成 12 年 3 月	同条例の一部を改正する条例を公布（平成 12 年 4 月 1 日施行）（「禁治産者」を「成年被後見人」に改めた。）
平成 12 年 12 月	同条例の一部を改正する条例を公布（平成 13 年 1 月 6 日施行）（「総務庁長官」を「総務大臣」に改めた。）
平成 13 年 3 月	同条例の一部を改正する条例を公布（平成 13 年 4 月 1 日施行）（大阪市公文書公開条例の改正に伴うもの）
平成 13 年 4 月	同条例の一部を改正する条例を公布（平成 13 年 10 月 1 日施行）（大阪市公文書公開条例の制定に伴うもの）
平成 15 年 10 月	市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（個人情報保護制度の見直しについて。個人情報の保護に関する法律等個人情報保護関連 5 法の公布、一部施行を受けたもの。）
平成 16 年 5 月	同審議会から「個人情報保護制度の見直しに関する中間とりまとめ」が公表される。
平成 16 年 10 月	同審議会から「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」が提出される。
平成 17 年 3 月	同条例の一部を改正する条例を公布（平成 17 年 4 月 1 日施行）（「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」を受けたもの） 同条例の一部を改正する条例を公布（平成 17 年 4 月 1 日施行）（「大阪市会議長」が新たに実施機関に加わった。）
平成 18 年 3 月	同条例の一部を改正する条例を公布（平成 18 年 4 月 1 日施行）（「本市が設立した地方独立行政法人」が新たに実施機関に加わった。）
平成 21 年 3 月	同条例の一部を改正する条例を公布（平成 21 年 4 月 1 日施行）（統計法の改正に伴う整備）
平成 26 年 12 月	同条例の一部を改正する条例を公布（平成 26 年 12 月 1 日施行）（個人情報保護審議会の権限に属する事項の範囲及び委員の定数を改めるとともに、同審議会に部会を設置することにした。）
同月	市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（個人情報保護制度の見直しについて。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布、一部施行を受けたもの。）
平成 27 年 3 月	同審議会から「大阪市個人情報保護制度の見直しについて（答申）」が提出される。
平成 27 年 10 月	同条例の一部を改正する条例を公布（平成 26 年 10 月 13 日施

	行) (是正の申出制度を苦情の処理制度に統合した。)
同月	「大阪市特定個人情報保護条例」を公布
平成 28 年 3 月	大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布 (平成 28 年 4 月 1 日施行) (規定整備)
同月	農業委員会の廃止に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を可決、公布 (平成 28 年 10 月 3 日施行)
平成 29 年 2 月	地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案」を可決、公布 (平成 29 年 4 月 1 日施行。ただし、第 52 条第 2 項の改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日施行)
平成 29 年 9 月	大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布 (平成 29 年 9 月 28 日施行。ただし、一部の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行) 実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに市長に届け出なければならない事項、実施機関が事務の目的の範囲を超えてその保有する個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる場合、実施機関がその保有する個人情報の電子計算機処理を行うときに通信回線による電子計算機の結合を行うことができる場合等を改めた。
平成 31 年 2 月	公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立に伴い、実施機関の範囲を改めることを主な改正点とする「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案」を可決、公布 (平成 31 年 4 月 1 日施行)
令和 3 年 3 月	地方独立行政法人天王寺動物園設立に伴い、実施機関の範囲を改めることを主な改正点とする「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案」を可決、公布 (令和 3 年 4 月 1 日施行)

(3) 個人情報保護制度の基本原則

本市の個人情報保護制度では、次の 7 つの原則に基づいており、これを踏まえて解釈・運用しなければなりません。

ア 目的明確化の原則

個人情報の収集に際しては、収集目的を明確にするとともに、収集する個人情報の内容も、収集目的の達成に必要な範囲内に限定すべきである。

イ 収集制限の原則

個人情報は適正かつ公正な手段によって、原則として、個人情報の主体から収集しなければならない。

ウ 利用制限の原則

個人情報の利用は、原則として、収集目的の範囲内に限定すべきである。

エ 公開の原則

個人情報の存在、性質、利用目的、運用等を知ることができる手段を設けるべきである。

オ 個人参加の原則

個人が自己に関する情報について開示又は訂正する権利を保障するとともに、迅速かつ公正な救済を行う制度を設けるべきである。

カ 適正管理の原則

収集・蓄積した個人情報は、正確かつ最新なものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講ずべきである。

キ 責任明確化の原則

個人情報の保護に関して、個人情報を管理する者等が負わなければならない責任の内容を明確にすべきである。

(4) 個人情報保護制度の主な内容

ア 実施機関（個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第1号）

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、大阪市会議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構

イ 対象とする個人情報（条例第2条第2号）

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものです。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

ウ 実施機関等の責務（条例第3条）

実施機関は、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めます。

実施機関の職員等は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めるとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

エ 個人情報の適正な取扱い

(ア) 収集の制限（条例第6条）

A 個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければなりません。

B 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報などの収集は、原則として禁止しています。

C 個人情報は、原則として本人から収集しなければなりません。

(イ) 事務の目的の明示（条例第7条）

本人から直接書面（電磁的記録を含みます。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、原則として、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければなりません。

(ウ) 事務の届出、目録の閲覧（条例第 8 条）

個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止に際して、実施機関による市長への届出を義務付けるとともに、届出事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供することを定めています。

(エ) 電子計算機処理の制限（条例第 9 条）

実施機関は、新たに保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、原則として、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

(オ) 利用及び提供の制限（条例第 10 条）

事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を実施機関内部で利用すること及び当該実施機関以外のものに提供することを、原則として禁止しています。

(カ) 電子計算機の結合の制限（条例第 12 条）

実施機関が保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機を結合することを原則として禁止しています。例外的に結合を行うときは、原則として、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

(キ) 適正な維持管理（条例第 13 条）

実施機関は、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄、消去しなければなりません。

(ク) 事務処理の委託における保護措置について（条例第 14 条から第 16 条まで）

個人情報を取り扱う事務の処理を委託しようとするときは、実施機関は個人情報の適正な管理のため必要な措置を講ずるとともに、実施機関から当該処理を受託したもの及びその従事者等に対し、適切な取扱いを担保するために必要な義務を課すことを定めています。

オ 自己に関する保有個人情報の開示等請求

(ア) 開示請求権（条例第 17 条）

何人も実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって上記の開示を請求することができます。開示請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎 1 階）において行います。

(イ) 開示請求に対する決定（条例第 23 条から第 25 条まで）

A 開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に、当該保有個人情報の開示又は非開示を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30 日を限度として延長することができます。

B 著しい大量請求に係る開示決定等の期限の特例（条例第 25 条）

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該保有個人情報のうち相当の部分につき 44 日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができます。

(ウ) 保有個人情報の開示義務（条例第 19 条）

開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる非開示情報が含まれている場合を除き、開示しなければなりません。

- A 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報
- B 個人に関する情報
- C 法人等情報
- D 任意提供情報
- E 審議・検討・協議情報
- F 事務事業遂行情報
- G 公共の安全・秩序維持情報
- H 法令秘情報

(エ) 裁量的開示と存否応答拒否（条例第 21 条、第 22 条）

開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的に当該保有個人情報を開示することができるとともに（裁量的開示）、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

(オ) 第三者保護の手続（条例第 26 条）

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

(カ) 訂正請求権（条例第 28 条から第 35 条まで）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができます。訂正請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎 1 階）において行います。

実施機関は、当該訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に当該保有個人情報の訂正を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

(キ) 利用停止請求権（条例第 36 条から第 42 条まで）

何人も、自己に関する保有個人情報の違法収集、事務の目的を超えた保有、利用及び違法な外部提供に対して、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができます。利用停止請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎 1 階）において行います。

実施機関は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に当該保有個人情報の利用停止を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し文書で通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

カ 情報の提供（条例第 48 条）

自己に関する情報の取扱いの状況について情報の提供の申出があったときは、実施機関はこれに応じるよう努めるとともに、提供に当たっては、提供申出者以外の第三者の個人情報などを提供することによって、第三者の権利利益を侵害すること

のないよう配慮しなければなりません。

キ 事業者が取り扱う個人情報の保護（条例第 49 条から第 53 条まで、第 58 条）

あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事業者が講ずべき個人情報の保護措置についての指針を策定し、事業者に対する指導、助言を行うとともに、当該指針に違反した事業者に対する調査、勧告又は公表などの措置について定めています。

ク 指定管理者等が保有する個人情報の取扱い（条例第 54 条から第 57 条まで）

指定管理者等が公の施設又は対象学校の管理を行うに当たって取得した個人情報の取扱いについては、実施機関が行う個人情報の取扱いの例による旨の規定を整備するとともに、指定管理者等の保有する個人情報の本人からの開示、訂正及び利用停止の請求並びに情報の提供の申出に対しては、実施機関が指定管理者等から当該個人情報の提供を受け、開示決定等を行うとともに、指定管理者等に対し必要な処理を行わせることを定めています。

ケ 審査請求（条例第 44 条から第 47 条まで、第 59 条から第 67 条まで）

開示決定等について審査請求があったときは、公正かつ慎重な救済を行うため、大阪市個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

コ 費用負担（条例第 64 条、第 68 条）

保有個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。大阪市個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付についても、交付を受けるものが、当該写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。

サ 罰則（条例第 74 条から第 80 条まで）

実施機関の職員及び受託業務の従事者等による電子計算機処理された個人情報（個人の秘密に属する事項）の漏えいや、保有個人情報の不正提供・盗用に対する罰則又は実施機関の職員による職権を濫用した個人の秘密に属する事項の記録された文書等の収集等に対する罰則を定めています。

指定管理業務の従事者に対しても、受託業務の従事者に対するものと同様の罰則を課すこととしています。

シ 特定個人情報の取扱い等（特定個人情報保護条例第 4 条から第 7 条まで）

(7) 特定個人情報の適正な取扱い

A 利用の制限

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条に定めがある場合を除き、事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を実施機関内部で利用することを、原則として禁止しています。

B 収集及び提供の制限

特定個人情報は、条例で定める収集（条例第 6 条第 2 項及び第 3 項部分）及び提供（条例第 10 条及び第 11 条部分）の規定を適用せず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により定められた取扱いをすることとしています。

C 特定個人情報保護評価

実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報フ

ファイルの取扱いについて、大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

(イ) 開示、訂正又は利用停止の請求

自己を本人とする保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求については、本人のほかに、法定代理人及び本人の委任による代理人も行うことができます。

表 1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数

実施機関名		令和元年度末 (A)	開始 (B)	変更	廃止 (C)	計 (D=B-C)	令和2年度末 (A+D)
担当所属名							
市長	副首都推進局	18	0	0	0	0	18
	市政改革室	9	0	0	0	0	9
	I C T戦略室	12	1	0	0	1	13
	都市交通局	8	1	0	0	1	9
	人事室	17	0	3	0	0	17
	区役所	751	60	71	26	34	785
	政策企画室	25	0	1	0	0	25
	危機管理室	28	4	2	1	3	31
	経済戦略局	157	27	47	7	20	177
	総務局	31	5	3	2	3	34
	市民局	104	9	8	0	9	113
	財政局	54	0	8	0	0	54
	契約管財局	48	1	7	0	1	49
	都市計画局	126	7	9	2	5	131
	福祉局	274	6	28	13	-7	267
	健康局	176	16	28	1	15	191
	こども青少年局	169	10	22	3	7	176
	環境局	145	2	3	2	0	145
	都市整備局	146	15	44	4	11	157
	建設局	123	10	23	2	8	131
	大阪港湾局（旧 港湾局）	47	0	8	0	0	47
	会計室	16	0	1	0	0	16
小 計		2,484	174	316	63	111	2,595
大阪市会議長		40	1	1	0	1	41
教育委員会		198	10	33	0	10	208
選挙管理委員会		30	0	2	1	-1	29
人事委員会		14	0	0	1	-1	13
監査委員		17	0	1	1	-1	16
固定資産評価審査委員会		1	0	0	0	0	1
水道局長		82	8	5	3	5	87
消防長		110	6	39	0	6	116
地方独立行政法人大阪市民病院機構		12	0	0	1	-1	11
地方独立行政法人大阪市博物館機構		23	0	0	0	0	23
合 計		3,011	199	397	70	129	3,140

表 2-1 開示請求件数（請求方法別）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	327	83.2	392	84.3	348	80.4	569	89.0	457	86.9
郵 送	66	16.8	73	15.7	85	19.6	70	11.0	67	12.7
電子申請	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.4
合 計	393		465		433		639		526	

表 2-2 開示請求件数（請求者別）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
本 人	361	91.9	446	95.9	414	95.6	610	95.5	508	96.6
法定代理人	32	8.1	19	4.1	19	4.4	29	4.5	18	3.4
合 計	393		465		433		639		526	

表 3 開示請求件数（分野別）

分 野	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
戸 籍 ・ 住 民 情 報 関 係	182	73	88	80	73
生 活 保 護 関 係	37	51	40	35	48
消 防 ・ 救 急 関 係	23	29	19	14	18
そ の 他	151	312	286	510	387
合 計	393	465	433	639	526

表 4 分野別の開示請求具体例

分 野	請求具体例
戸 籍 ・ 住 民 情 報 関 係	請求者に係る住民票の写し等請求書
生 活 保 護 関 係	請求者に係るケース記録
消 防 ・ 救 急 関 係	請求者に係る救急活動記録

表 5-1 訂正請求件数（請求方法別）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	5	100.0	6	100.0	12	100.0	29	100.0	6	100.0
郵 送	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
電子申請	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0
合 計	5		6		12		29		6	

表 5-2 訂正請求件数（請求者別）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
本 人	5	100.0	6	100.0	12	100.0	29	100.0	6	100.0
法定代理人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	5		6		12		29		6	

表 6-1 利用停止請求件数（請求方法別）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	1	100.0	2	100.0	0	0.0	7	87.5	3	60.0
郵 送	0	0.0	0	0.0	2	100.0	1	12.5	2	40.0
電子申請	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0
合 計	1		2		2		8		5	

表 6-2 利用停止請求件数（請求者別）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
本 人	1	100.0	2	100.0	2	100.0	8	100.0	5	100.0
法定代理人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	1		2		2		8		5	

表 7 年度別の決定状況（開示請求）

年 度	決定件数	決 定 状 況							開示率 (%)
		開 示	部 分 開 示	全 部 非開示	不存在による 非 開 示	存否 応答拒否	開示請求却下		
							権利濫用	その他	
平成28年度	400	168	137	5	78	3	0	9	98.4
平成29年度	529	222	140	13	145	2	0	7	96.5
平成30年度	578	194	123	12	245	0	0	4	96.4
令和元年度	1,010	402	172	9	371	27	0	29	98.5
令和2年度	845	304	140	11	358	1	0	31	97.6
直近5年計	3,362	1,290	712	50	1,197	33	0	80	97.6

※開示率＝（開示＋部分開示）／（開示＋部分開示＋全部非開示）×100

表 8 令和 2 年度実施機関別決定状況（開示請求）

実施機関名		決定件数	決 定 状 況						
			開 示	部 分 示	全 部 非開示	不存在による 非 開 示	存否 応答拒否	開示請求却下	
担当所属名								権利濫用	その他
市 長	副首都推進局	1	0	0	0	1	0	0	0
	市政改革室	2	1	0	0	1	0	0	0
	I C T戦略室	1	0	0	0	1	0	0	0
	人事室	4	0	0	0	4	0	0	0
	都市交通局	1	0	0	0	1	0	0	0
	北区役所	163	67	13	3	73	0	0	7
	都島区役所	9	4	1	0	4	0	0	0
	福島区役所	3	1	0	0	2	0	0	0
	此花区役所	8	1	0	0	7	0	0	0
	中央区役所	14	4	8	0	2	0	0	0
	西区役所	6	2	1	0	3	0	0	0
	港区役所	4	1	1	0	2	0	0	0
	大正区役所	4	1	1	0	2	0	0	0
	天王寺区役所	4	1	1	0	2	0	0	0
	浪速区役所	8	2	1	1	4	0	0	0
	西淀川区役所	7	1	0	0	4	0	0	2
	淀川区役所	21	7	9	1	4	0	0	0
	東淀川区役所	45	23	12	0	8	0	0	2
	東成区役所	3	1	0	0	2	0	0	0
	生野区役所	10	4	1	0	4	0	0	1
	旭区役所	8	2	3	0	3	0	0	0
	城東区役所	3	1	0	0	2	0	0	0
	鶴見区役所	16	4	1	3	6	0	0	2
	阿倍野区役所	16	5	5	0	6	0	0	0
	住之江区役所	10	2	4	0	4	0	0	0
	住吉区役所	12	4	3	0	5	0	0	0
	東住吉区役所	7	2	1	1	3	0	0	0
	平野区役所	10	3	5	0	2	0	0	0
	西成区役所	4	1	0	0	3	0	0	0
	政策企画室	30	18	0	0	12	0	0	0
	危機管理室	3	1	0	0	2	0	0	0
	経済戦略局	1	0	0	0	1	0	0	0
	中央卸売市場	1	0	0	0	1	0	0	0
	I R推進局	1	0	0	0	1	0	0	0
	総務局	181	58	24	1	93	0	0	5
	市民局	7	3	2	0	2	0	0	0
	財政局	17	9	2	0	2	0	0	4
	契約管財局	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市計画局	1	0	0	0	1	0	0	0
	福祉局	118	40	13	1	59	0	0	5
	健康局	18	7	6	0	5	0	0	0
	こども青少年局	16	1	13	0	2	0	0	0
	環境局	5	3	1	0	1	0	0	0
	都市整備局	1	0	0	0	1	0	0	0
	建設局	8	3	2	0	2	0	0	1
	大阪港湾局（旧 港湾局）	2	1	0	0	1	0	0	0
	会計室	2	0	0	0	2	0	0	0
	行政委員会事務局	2	1	0	0	1	0	0	0
小 計		818	290	134	11	354	0	0	29
大阪市会議長		0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		13	8	0	0	4	1	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
水道局長		0	0	0	0	0	0	0	0
消防長		14	6	6	0	0	0	0	2
地方独立行政法人大阪市民病院機構		0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		845	304	140	11	358	1	0	31

表 9 年度別・実施機関別決定件数（開示請求）

	実施機関名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	担当所属名					
市長	副首都推進局	0	0	1	3	1
	市政改革室	1	0	1	3	2
	I C T戦略室	0	0	1	3	1
	人事室	4	2	13	8	4
	都市交通局	—	0	1	2	1
	北区役所	58	99	87	150	163
	都島区役所	8	8	7	11	9
	福島区役所	5	3	3	8	3
	此花区役所	5	5	8	8	8
	中央区役所	5	8	9	15	14
	西区役所	3	5	5	6	6
	港区役所	8	3	2	12	4
	大正区役所	0	9	1	6	4
	天王寺区役所	3	7	4	9	4
	浪速区役所	12	12	5	10	8
	西淀川区役所	5	7	7	5	7
	淀川区役所	5	9	8	26	21
	東淀川区役所	5	9	17	10	45
	東成区役所	1	1	4	4	3
	生野区役所	2	3	9	22	10
	旭区役所	4	8	3	8	8
	城東区役所	2	2	2	14	3
	鶴見区役所	2	3	3	5	16
	阿倍野区役所	2	10	11	33	16
	住之江区役所	2	11	13	6	10
	住吉区役所	11	1	9	7	12
	東住吉区役所	12	7	4	18	7
	平野区役所	10	14	21	23	10
	西成区役所	8	16	2	6	4
	政策企画室	24	27	17	56	30
	危機管理室	0	0	1	4	3
	経済戦略局	0	0	1	3	1
	中央卸売市場	0	0	1	3	1
	I R推進局	—	0	1	2	1
	総務局	30	60	103	193	181
	市民局	8	6	14	11	7
	財政局	3	1	6	4	17
	契約管財局	0	0	1	3	0
	都市計画局	4	1	4	4	1
	福祉局	71	97	89	200	118
	健康局	9	5	13	19	18
	こども青少年局	12	12	12	8	16
	環境局	0	4	6	3	5
	都市整備局	1	0	2	3	1
	建設局	2	3	4	1	8
	大阪港湾局（旧 港湾局）	0	0	1	3	2
	会計室	0	0	1	3	2
	行政委員会事務局	0	0	0	2	2
小 計		347	478	538	966	818
大阪市会議長		0	0	0	0	0
教育委員会		33	11	22	29	13
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	6	1	0	0
農業委員会		0	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0
交通局長		1	6	—	—	—
水道局長		0	0	0	0	0
消防長		18	28	17	13	14
公立大学法人大阪市立大学		0	0	0	—	—
地方独立行政法人大阪市立工業研究所		0	—	—	—	—
地方独立行政法人大阪市民病院機構		1	0	0	2	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構		—	—	—	0	0
合 計		400	529	578	1010	845

※ 1 農業委員会については、平成28年10月2日までの件数

※ 2 都市交通局については、平成29年7月からの件数

表 10 年度別非開示理由件数

非 開 示 理 由	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第19条第1号 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	9	3	4	3	6
第19条第2号 個人に関する情報	118	128	102	137	101
第19条第3号 法人等情報	52	51	37	80	51
第19条第4号 任意提供情報	7	2	6	1	0
第19条第5号 審議・検討・協議情報	2	0	2	6	12
第19条第6号 事務事業遂行情報	35	39	46	66	67
第19条第7号 公共の安全・秩序維持情報	6	9	8	15	2
第19条第8号 法令秘情報	3	6	6	2	6
合 計	232	238	211	310	245

※1件の決定で複数の非開示理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない。

表 11 年度別の決定状況（訂正請求）

年 度	決定件数	決 定 状 況					
		訂 正	訂 正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求却下	
						権利濫用	その他
平成28年度	4	0	4	0	0	0	0
平成29年度	15	1	3	0	0	0	11
平成30年度	13	0	12	0	0	0	1
令和元年度	32	2	29	1	0	0	0
令和2年度	6	0	6	0	0	0	0

表 12 令和 2 年度実施機関別決定状況（訂正請求）

実施機関名 担当所属名	決定件数	決 定 状 況					
		訂 正	訂 正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求却下	
						権利濫用	その他
副首都推進局	0	0	0	0	0	0	0
市政改革室	0	0	0	0	0	0	0
I C T戦略室	0	0	0	0	0	0	0
人事室	0	0	0	0	0	0	0
都市交通局	0	0	0	0	0	0	0
北区役所	0	0	0	0	0	0	0
都島区役所	0	0	0	0	0	0	0
福島区役所	0	0	0	0	0	0	0
此花区役所	0	0	0	0	0	0	0
中央区役所	0	0	0	0	0	0	0
西区役所	0	0	0	0	0	0	0
港区役所	0	0	0	0	0	0	0
大正区役所	0	0	0	0	0	0	0
天王寺区役所	0	0	0	0	0	0	0
浪速区役所	0	0	0	0	0	0	0
西淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0
淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0
東淀川区役所	1	0	1	0	0	0	0
東成区役所	0	0	0	0	0	0	0
生野区役所	0	0	0	0	0	0	0
旭区役所	0	0	0	0	0	0	0
城東区役所	0	0	0	0	0	0	0
鶴見区役所	0	0	0	0	0	0	0
阿倍野区役所	0	0	0	0	0	0	0
住之江区役所	0	0	0	0	0	0	0
住吉区役所	0	0	0	0	0	0	0
東住吉区役所	0	0	0	0	0	0	0
平野区役所	4	0	4	0	0	0	0
西成区役所	0	0	0	0	0	0	0
政策企画室	0	0	0	0	0	0	0
危機管理室	0	0	0	0	0	0	0
経済戦略局	0	0	0	0	0	0	0
中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0
I R推進局	0	0	0	0	0	0	0
総務局	1	0	1	0	0	0	0
市民局	0	0	0	0	0	0	0
財政局	0	0	0	0	0	0	0
契約管財局	0	0	0	0	0	0	0
都市計画局	0	0	0	0	0	0	0
福祉局	0	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0	0
こども青少年局	0	0	0	0	0	0	0
環境局	0	0	0	0	0	0	0
都市整備局	0	0	0	0	0	0	0
建設局	0	0	0	0	0	0	0
大阪港湾局（旧 港湾局）	0	0	0	0	0	0	0
会計室	0	0	0	0	0	0	0
行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0
小 計	6	0	6	0	0	0	0
大阪市会議長	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
水道局長	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6	0	6	0	0	0	0

表 13 年度別・実施機関別決定件数（訂正請求）

	実施機関名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	担当所属名					
市長	副首都推進局	0	0	0	0	0
	市政改革室	0	0	0	0	0
	I C T戦略室	0	0	0	0	0
	人事室	0	0	0	0	0
	都市交通局	—	0	0	0	0
	北区役所	0	0	4	11	0
	都島区役所	0	0	0	0	0
	福島区役所	0	1	0	0	0
	此花区役所	0	0	0	0	0
	中央区役所	0	1	0	0	0
	西区役所	0	1	0	0	0
	港区役所	0	0	0	1	0
	大正区役所	0	1	0	0	0
	天王寺区役所	0	0	0	1	0
	浪速区役所	0	1	0	0	0
	西淀川区役所	0	0	0	0	0
	淀川区役所	0	2	0	0	0
	東淀川区役所	0	0	0	0	1
	東成区役所	0	1	0	0	0
	生野区役所	0	0	0	0	0
	旭区役所	0	0	0	0	0
	城東区役所	2	0	0	0	0
	鶴見区役所	0	0	0	0	0
	阿倍野区役所	0	1	0	0	0
	住之江区役所	2	0	0	0	0
	住吉区役所	0	0	0	0	0
	東住吉区役所	0	1	0	0	0
	平野区役所	0	0	0	0	4
	西成区役所	0	0	0	0	0
	政策企画室	0	0	0	0	0
	危機管理室	0	0	0	0	0
	経済戦略局	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0
	I R推進局	—	0	0	0	0
	総務局	0	0	1	6	1
	市民局	0	0	0	2	0
	財政局	0	0	0	0	0
	契約管財局	0	0	0	0	0
	都市計画局	0	0	0	0	0
	福祉局	0	3	8	11	0
	健康局	0	0	0	0	0
	こども青少年局	0	0	0	0	0
	環境局	0	0	0	0	0
	都市整備局	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0
	大阪港湾局（旧 港湾局）	0	0	0	0	0
	会計室	0	0	0	0	0
	行政委員会事務局	0	1	0	0	0
小 計		4	14	13	32	6
大阪市会議長		0	0	0	0	0
教育委員会		0	0	0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	1	0	0	0
農業委員会		0	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0
交通局長		0	0	—	—	—
水道局長		0	0	0	0	0
消防長		0	0	0	0	0
公立大学法人大阪市立大学		0	0	0	—	—
地方独立行政法人大阪市立工業研究所		0	—	—	—	—
地方独立行政法人大阪市民病院機構		0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構		0	0	0	0	0
合 計		4	15	13	32	6

※1 農業委員会については、平成28年10月2日までの件数

※2 都市交通局については、平成29年7月からの件数

表 14 年度別の決定状況（利用停止請求）

年 度	決定件数	決 定 状 況					
		利用停止	利用停止 不承認	不存在による 利用停止 不承認	存否 応答拒否	利用停止請求却下	
						権利濫用	その他
平成28年度	1	0	1	0	0	0	0
平成29年度	1	0	2	0	0	0	0
平成30年度	2	0	2	0	0	0	0
令和元年度	9	0	9	0	0	0	0
令和2年度	56	0	56	0	0	0	0

表 15 令和 2 年度実施機関別決定状況（利用停止請求）

実施機関名 担当所属名	決定件数	決 定 状 況					
		利用停止	利用停止 不承認	不存在による 利用停止 不承認	存否 応答拒否	利用停止請求却下	
						権利濫用	その他
副首都推進局	1	0	1	0	0	0	0
市政改革室	1	0	1	0	0	0	0
I C T戦略室	1	0	1	0	0	0	0
人事室	1	0	1	0	0	0	0
都市交通局	1	0	1	0	0	0	0
北区役所	1	0	1	0	0	0	0
都島区役所	1	0	1	0	0	0	0
福島区役所	1	0	1	0	0	0	0
此花区役所	1	0	1	0	0	0	0
中央区役所	1	0	1	0	0	0	0
西区役所	1	0	1	0	0	0	0
港区役所	1	0	1	0	0	0	0
大正区役所	1	0	1	0	0	0	0
天王寺区役所	1	0	1	0	0	0	0
浪速区役所	1	0	1	0	0	0	0
西淀川区役所	1	0	1	0	0	0	0
淀川区役所	1	0	1	0	0	0	0
東淀川区役所	1	0	1	0	0	0	0
東成区役所	1	0	1	0	0	0	0
生野区役所	1	0	1	0	0	0	0
旭区役所	1	0	1	0	0	0	0
城東区役所	1	0	1	0	0	0	0
鶴見区役所	1	0	1	0	0	0	0
阿倍野区役所	1	0	1	0	0	0	0
住之江区役所	1	0	1	0	0	0	0
住吉区役所	1	0	1	0	0	0	0
東住吉区役所	1	0	1	0	0	0	0
平野区役所	1	0	1	0	0	0	0
西成区役所	1	0	1	0	0	0	0
政策企画室	1	0	1	0	0	0	0
危機管理室	1	0	1	0	0	0	0
経済戦略局	1	0	1	0	0	0	0
中央卸売市場	1	0	1	0	0	0	0
I R推進局	1	0	1	0	0	0	0
総務局	4	0	4	0	0	0	0
市民局	1	0	1	0	0	0	0
財政局	1	0	1	0	0	0	0
契約管財局	1	0	1	0	0	0	0
都市計画局	1	0	1	0	0	0	0
福祉局	1	0	1	0	0	0	0
健康局	1	0	1	0	0	0	0
こども青少年局	1	0	1	0	0	0	0
環境局	1	0	1	0	0	0	0
都市整備局	1	0	1	0	0	0	0
建設局	1	0	1	0	0	0	0
大阪港湾局（旧 港湾局）	1	0	1	0	0	0	0
会計室	1	0	1	0	0	0	0
行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0
小 計	50	0	50	0	0	0	0
大阪市会議長	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0
人事委員会	1	0	1	0	0	0	0
監査委員	1	0	1	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
水道局長	1	0	1	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構	0	0	0	0	0	0	0
合 計	56	0	56	0	0	0	0

表 16 年度別・実施機関別決定件数（利用停止請求）

実施機関名		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
担当所属名						
市長	副首都推進局	0	0	0	0	1
	市政改革室	0	0	0	0	1
	I C T戦略室	0	0	0	0	1
	人事室	0	0	0	0	1
	都市交通局	—	0	0	0	1
	北区役所	0	0	0	3	1
	都島区役所	1	0	0	0	1
	福島区役所	0	0	0	0	1
	此花区役所	0	0	0	0	1
	中央区役所	0	0	0	0	1
	西区役所	0	0	0	0	1
	港区役所	0	0	0	0	1
	大正区役所	0	0	0	0	1
	天王寺区役所	0	0	0	0	1
	浪速区役所	0	1	0	0	1
	西淀川区役所	0	0	0	0	1
	淀川区役所	0	1	1	2	1
	東淀川区役所	0	0	0	0	1
	東成区役所	0	0	0	0	1
	生野区役所	0	0	0	0	1
	旭区役所	0	0	0	0	1
	城東区役所	0	0	0	0	1
	鶴見区役所	0	0	0	0	1
	阿倍野区役所	0	0	0	0	1
	住之江区役所	0	0	0	0	1
	住吉区役所	0	0	0	0	1
	東住吉区役所	0	0	0	1	1
	平野区役所	0	0	0	0	1
	西成区役所	0	0	0	0	1
	政策企画室	0	0	0	0	1
	危機管理室	0	0	0	0	1
	経済戦略局	0	0	0	0	1
	中央卸売市場	0	0	0	0	1
	I R推進局	—	0	0	0	1
	総務局	0	0	0	1	4
	市民局	0	0	0	0	1
	財政局	0	0	0	1	1
	契約管財局	0	0	0	0	1
	都市計画局	0	0	0	0	1
	福祉局	0	0	0	1	1
	健康局	0	0	0	0	1
	こども青少年局	0	0	0	0	1
	環境局	0	0	0	0	1
	都市整備局	0	0	0	0	1
	建設局	0	0	0	0	1
	大阪港湾局（旧 港湾局）	0	0	0	0	1
	会計室	0	0	0	0	1
	行政委員会事務局	0	0	0	0	0
	小 計	1	2	1	9	50
	大阪市会議長	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	1	0	1
	選挙管理委員会	0	0	0	0	1
	人事委員会	0	0	0	0	1
	監査委員	0	0	0	0	1
	農業委員会	0	—	—	—	—
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
	交通局長	0	0	—	—	—
	水道局長	0	0	0	0	1
	消防長	0	0	0	0	1
	公立大学法人大阪市立大学	0	0	0	—	—
	地方独立行政法人大阪市立工業研究所	0	—	—	—	—
	地方独立行政法人大阪市民病院機構	0	0	0	0	0
	地方独立行政法人大阪市博物館機構	—	—	—	0	0
	合 計	1	2	2	9	56

※1 農業委員会については、平成28年10月2日までの件数

※2 都市交通局については、平成29年7月からの件数

表 17-1 不服申立ての状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
過年度繰越件数	258	123	40	35	157
新規件数	73	14	12	142	246
諮問件数	331	137	52	177	403
処理件数	207	96	13	15	19
(答申数)	(11)	(13)	(6)	(14)	(10)
取下げ件数	1	1	4	5	8
年度末 残諮問件数	123	40	35	157	376

表 17-2 令和2年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合 計
残諮問件数	3	0	3	125	245	376

〔令和2年度答申一覧〕

令和2年10月19日付け分

答申番号	対象保有個人情報	原決定	審議会結論
第131号	健康相談・面接記録等	部分開示決定・不存在による非開示決定	原決定一部取消し 原決定妥当
第132号	健康相談カルテ	利用停止不承認決定	原決定妥当

令和2年12月21日付け分

答申番号	対象保有個人情報	原決定	審議会結論
第133号	キャリアデザインシート等	部分開示決定	原決定取消し
第134号	国保加入届	利用停止不承認決定	原決定妥当
第135号	住民異動届等及び転籍届	部分開示決定	原決定妥当
第136号	相談・対応記録票等	開示決定	原決定妥当
第137号	人事考課に係る記録	開示決定・不存在による非開示決定	原決定妥当

令和 3 年 2 月 22 日付け分

答申番号	対象保有個人情報	原決定	審議会結論
第138号	児童記録票等	部分開示決定	原決定一部取消し 開示請求の対象外とした部分についての異議申立ては却下すべき
第139号	求職活動状況・収入申告書	不存在による非開示決定	原決定妥当
第140号	電話番号メモ	不存在による非開示決定	原決定妥当

個人情報の取扱いに係る審議会への諮問及び答申の状況（不服申立てを除く。）

答申等 番号	諮問年月日	諮問の趣旨	事務の概要	実施機関 (担当所属名)
	答申年月日			
第342号	令和2年5月15日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	受動喫煙防止対策	市長 (健康局)
	令和2年5月18日			
第343号	令和2年5月15日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	2歳児子育てケアプラン作成事業	市長 (住之江区役所)
	令和2年5月18日			
第344号	令和2年5月19日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	東住吉区役所未就学児のための子育て支援事業	市長 (東住吉区役所)
	令和2年5月22日			
第345号	令和2年6月18日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	乳幼児健診情報の総合福祉システムによる電子計算機処理	市長 (こども青少年局)
	令和2年6月23日			
第346号	令和2年7月3日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	ひとり親世帯への臨時特別給付金事務（児童扶養手当受給者に係る基本給付を除く）	市長 (こども青少年局)
	令和2年7月7日			
第347号	令和2年6月2日	条例第6条及び第10条に基づく個人情報の取扱い	東淀川区保育所・幼稚園等版こどもサポートネット事業	市長 (東淀川区役所)
	令和2年7月14日			
	令和2年7月20日			
第348号	令和2年7月30日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	通話録音及び通話記録のテキスト化	市長 (財政局)
	令和2年7月31日			
第349号	令和2年7月31日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	新型コロナウイルス感染症等把握・管理支援システム	市長 (健康局)
	令和2年7月31日			
第350号	令和2年8月5日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理及び条例第10条に基づく個人情報の取扱い	未就園児等全戸訪問事業	市長 (こども青少年局)
	令和2年8月11日			
第351号	令和2年8月5日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理及び条例第12条に基づく電子計算機の結合	スマートスクール次世代学校支援システム・学校教育ICTシステム	教育長 (教育委員会事務局)
	令和2年8月11日			
第352号	令和2年8月27日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	障がいのある子どもや親の孤立防止支援事業	市長 (西成区役所)
	令和2年8月31日			
第353号	令和2年8月28日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	未就学児世帯特別給付金	市長 (こども青少年局)
	令和2年9月2日			

答申等 番号	諮問年月日	諮問の趣旨	事務の概要	実施機関 (担当所属名)
	答申年月日			
第354号	令和2年11月13日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	新型コロナウイルスPCR検査受検者用検体容器のバーコードラベル作成	市長 (健康局)
	令和2年11月17日			
第355号	令和2年11月13日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	DV等被害者の保護のための支援措置（予防接種事務、指定難病事務、小児慢性特定疾病医療費支援事務及び未熟児養育医療費事務）	市長 (健康局)
	令和2年11月17日			
第356号	令和2年12月2日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	新たな児童相談等システム	市長 (こども青少年局)
	令和2年12月2日			
第357号	令和2年12月17日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	市設建築物図面管理システム	市長 (都市整備局)
	令和2年12月21日			
第358号	令和2年12月17日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理及び条例第10条に基づく個人情報の取扱い	総合コールセンターの問合せデータ分析	市長 (ICT戦略室)
	令和2年12月21日			
第359号	令和2年12月28日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	新型コロナウイルス感染症結果自動通知システム	市長 (健康局)
	令和3年1月4日			
第360号	令和3年1月8日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	戸籍情報システム	市長 (市民局)
	令和3年1月13日			
第361号	令和3年2月1日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理及び条例第12条に基づく電子計算機の結合	保育所保育補助管理システム	市長 (こども青少年局)
	令和3年2月3日			
第362号	令和3年2月1日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	妊産婦健診情報（総合福祉システム）	市長 (こども青少年局)
	令和3年2月3日			
第363号	令和3年2月25日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	4歳児訪問事業	市長 (こども青少年局)
	令和3年3月2日			
第364号	令和3年2月26日	条例第10条に基づく個人情報の取扱い	児童扶養手当事業	市長 (こども青少年局)
	令和3年3月2日			
第365号	令和3年2月26日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理及び条例第10条に基づく個人情報の取扱い	新型コロナワクチン接種業務（予約受付システム・接種管理システム）	市長 (健康局)
	令和3年3月2日			
第366号	令和3年3月17日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	新型コロナウイルス感染症検査予約システム	市長 (健康局)
	令和3年3月19日			
第367号	令和3年3月17日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理	新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム	地方独立行政法人 大阪市民病院機構
	令和3年3月19日			
第368号	令和3年3月17日	条例第12条に基づく電子計算機の結合	教育情報ネットワーク	教育長 (教育委員会事務局)
	令和3年3月19日			
第369号	令和3年3月30日	条例第9条に基づく保有個人情報の電子計算機処理及び条例第10条に基づく個人情報の取扱い	新型コロナワクチン接種業務（接種管理システム）	市長 (健康局)
	令和3年3月31日			